

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月21日
【報告者の名称】	スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
【報告者の所在地】	名古屋市中区錦一丁目16番7号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052(231)2390
【事務連絡者氏名】	経営企画室室長 高田 真
【縦覧に供する場所】	スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社 (名古屋市中区錦一丁目16番7号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社を指し、「公開買付者」とは、株式会社コミュニティネットワークセンターを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注5) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社コミュニティネットワークセンター

所在地 名古屋市東区東桜一丁目3番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

当社の平成17年6月28日開催の定時株主総会及び平成17年9月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月20日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当社は、かかる取締役会において、本新株予約権については、その買付価格が1円であることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における措置」の「(ウ) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成24年2月20日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である「JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している当社の発行済株式（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の数の合計が45,696株（当社が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の当社の発行済株式総数67,014株に、当社が平成24年2月20日に提出した第27期訂正有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権数（1,535個）に同日から平成24年2月20日までの変更（5個減少）を反映した本新株予約権（1,530個）の目的である当社の普通株式（1,530株）を加えた株式数（68,544株）に、3分の2を乗じた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

なお、本公開買付けによって当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続（詳細は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する予定です（以下、本公開買付けを含む当社を完全子会社化するための一連の取引を「本取引」といいます。）。

公開買付者は、本公開買付けにあたり、当社との間で平成24年2月20日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の概要は下記「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本資本業務提携契約の概要」をご参照下さい。また、公開買付者は、当社の筆頭株主である株式会社シーテック（以下「シーテック」といいます。）（所有株式数：9,946株、当社が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の当社の発行済株式総数67,014株に対する割合14.84%（小数点以下第三位四捨五入））との間で平成24年2月20日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、シーテックがその所有する当社の普通株式の全てを、本公開買付けに応

募する旨の合意をしております（本応募契約の概要は下記「(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成12年の設立以来、ケーブルテレビ関連事業を展開してまいりました。平成20年7月には、シーテックの中部メディアセンター事業とITサポートセンター事業を承継し、株式会社キャッチネットワーク、知多メディアネットワーク株式会社、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社を子会社とすることにより、放送と通信の融合の進展により激変する事業環境に対応するための東海地区のケーブルテレビ局の事業連合として業務を開始いたしました。以降、地域密着型の事業連合として将来にわたる地域への貢献を掲げ、それぞれの経営の自主性を尊重する一方で、デジタル放送ヘッドエンドやインターネットサーバー等の設備の統合や、会計システムや加入者管理システムの統合等によって大きなシナジーを実現してまいりました。現在、公開買付者は、グループ8社を傘下におき、対象世帯数約162万4,000世帯（平成23年3月末現在）を有する国内第3位のMSO（ケーブルテレビ局の統括運営会社）となっております。東海3県の対象エリアにおいて、デジタル放送配信等の放送サービス、インターネットサービス及びケーブルプラス電話サービス等の通信サービスの事業を展開し、放送サービスにおける魅力向上によるユーザーへの訴求力の強化やFTTH化（注1）等の設備の高度化に対する投資の効率的な実行、次世代STB（注2）、IPv6（注3）、Wi-Fiスポット（注4）等の新しいモバイルサービスの開発・導入、ニーズの高度化・多様化に対応すべく取り組んでおります。平成23年7月には、東海地区におけるケーブルテレビ事業の更なる発展を目的として、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）と資本提携を行うとともに、KDDIの子会社であるKMN株式会社が当社と提携して運営していたMediaCat事業を承継し、当社との協業によりインターネット接続サービスを提供しております。

（注1）「FTTH化」とは、Fiber To The Home化の略称であり、ケーブルテレビの端末系伝送路の配線方式をセンター局から加入者宅まで、すべて光ファイバで配線することをいいます（現状は、センター局から光ファイバで配線し、途中電気変換器により同軸ケーブルで加入者宅に配線する、HFC（Hybrid Fiber-Coaxial）方式が主流です。）。

（注2）「次世代STB」とは、ケーブルテレビの専用チューナであるSTB（Set Top Box）に、Androidを搭載した次世代型の端末のことをいいます。次世代STBの導入によりチューナの多目的利用が可能となり、今後のケーブルテレビにおいて新たなサービス提供が期待されております。なお、現在、一般社団法人日本ケーブルラボが仕様化を行い、主要メーカーが製品を開発中です。

（注3）「IPv6」とは、インターネット上で、サーバや端末を判別するために必要なIPアドレス（Internet Protocol Address）をバージョンアップしたものをいいます。現在、IPv4（ 2^{32} = 約42億個）が枯渇したことから、世界の通信事業者は、次バージョンのIPv6（ 2^{128} = 約340澗個）に移行中です。

（注4）「Wi-Fiスポット」とは、無線LAN基地局（親機）を屋外に設置し、Wi-Fi（無線LANの接続性を認証された名称で、Wi-Fi Allianceで規格化された通信手段を利用したものをいいます。）が搭載された端末（パソコン、スマートフォン、ゲーム機など）でインターネットが利用可能となるサービスをいいます。なお、Wi-Fiスポットでの利用可能範囲は狭く、1つの基地局で半径150m前後が実用範囲です。

一方、当社は、昭和60年2月に、名古屋ケーブルネットワーク株式会社として設立されて以来、ケーブルテレビ事業を行っており、平成2年10月に名古屋市中区にて放送を開始したことを皮切りに自社にて放送エリアを順次拡大したほか、平成6年4月には名古屋市千種区、昭和区、瑞穂区及び名東区に放送サービスを提供するセントラルケーブルテレビ株式会社の営業権を譲り受ける等、業務を拡大してまいりました。ケーブルテレビ事業に加えて、平成11年5月にはケーブルインターネット接続サービスの提供を開始し、通信サービス事業に進出しております。また、平成13年1月に商号を現商号へと変更し、平成14年2月には日本証券業協会への株式の店頭登録を果たし、その後、平成16年12月に日本証券業協会への店頭登録を取り消し、株式会社ジャスダック証券取引所（現、JASDAQ市場）へ株式上市しております。現在、名古屋市域を中心にテレビ、インターネット、電話サービス、映画の興行等を手掛けており、平成23年3月現在、対象世帯数約96万4,000世帯を有し、「価値あるサービスの創出」「地域のくらしメディア」をキーワードにユーザーの満足度向上に取り組み、放送媒体、紙媒体、劇場といった自社媒体を横断的に活用した地域の生活や個人

の嗜好に細かく対応するための豊富なコンテンツと都市部における強い顧客基盤を特色とした事業展開をしており
ます。

公開買付者及び当社は、東海地区において隣接する地域をサービスエリアとするケーブルテレビ事業者であり、とも
に地域密着型のビジネスモデルを志向していることから、平成23年4月より、現在協業しているMediaCat事
業以外の面においても両社が協業することによって、地域のユーザーの皆様に対してより良質で満足度の高いサービ
スを提供することにより地域への更なる貢献を実現することができないか、両社にて協議を進めてまいりました。他
方で、少子高齢化の進展やユーザーのテレビ視聴スタイルの変化等の構造的な問題に加えて、従来からの放送と通信
の融合の流れが加速度的に進行する中で、大手通信業者等の他事業者との競合の激化により解約増加やARPU（加
入世帯当たりの売上高）下落に対する圧力が強まっているほか、アナログ放送の終了と地上デジタル放送への移行に
伴う解約世帯の増加、事業の競争力の維持やネットワーク技術の革新への対応に伴い必要となる設備やシステムへの
投資負担の増加等、ケーブルテレビ業界を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続すると予想しております。

このような厳しい業界環境下において、公開買付者及び当社は、今後も両社が事業の競争力を維持し、地域密着型の
サービス提供による地域への貢献を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要との共通認識に至り、公開
買付者が当社を完全子会社化し経営を統合することが最善の策であるとの結論に至ったため、公開買付者は、平成24
年2月20日付で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

愛知県及び岐阜県を中心にサービスを提供する公開買付者と、名古屋市域を中心にサービスを提供する当社は、サー
ビス対象エリアの補完性が高く、本取引により、両社が主力とする放送・通信事業において効率的な業務運営が可能
になるほか、各種設備やシステムの統合、既に両社が協業しているインターネット接続サービスの強化等により大き
なシナジーが実現でき、結果として両社が志向する地域密着型のビジネスモデルの強化と更なる地域への貢献を達成
することが可能になると考えております。

(イ) 本資本業務提携契約の概要

公開買付者及び当社は、事業上の提携等を行うことで、経営規模の拡大を図り、また、ケーブルテレビ事業を営むグ
ループ全体が、販売・新技術開発・地域コンテンツ等のあらゆる面でノウハウ・スキルを結集することにより、更な
る経営効率化及び競争力強化等のシナジー効果を実現し、より顧客満足度の高いサービスを提供することを可能に
し、もって、グループ全体の企業価値向上を図ることを目的として、平成24年2月20日付で、大要以下の内容の本資本
業務提携契約を締結いたしました。

(あ) 本公開買付けへの賛同等

- ・当社は、締結日に、取締役会決議により本公開買付けに賛同し、当社の普通株主に対して本公開買付けへの応募
を推奨する旨を決定する。
- ・当社は、本公開買付けの期間中、本公開買付けに賛同し、当社の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨
する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、当社は、本公開買付けの期間が終了するまでの間
に、その発行する株式について第三者が公開買付けを開始した場合で、当社がかかるとする義務を履行することが当
社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付
けの概要を公開買付者に対して通知することにより、当社はかかる義務を免れる。
- ・当社は、本公開買付けが成立した場合には、速やかに、当社の発行する新株予約権の保有者をして、その保有す
る新株予約権の全部を放棄させるよう最大限努力する。
- ・当社は、締結日に、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録さ
れた株主に対する剰余金の配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決定し、当該決定を公表
し、かつ、締結日以降、当該決定を変更又は撤回しない。
- ・上記のほか、当社は、本公開買付けの成立の円滑な実現に向けて、公開買付者が合理的に要請する事項につい
て、最大限協力する。但し、当社は、本公開買付けの期間が終了するまでの間に、その発行する株式について第三
者が公開買付けを開始した場合で、当社がかかるとする義務を履行することが当社の取締役の忠実義務違反又は善管

注意義務違反を構成する場合には、その旨及び当該第三者による公開買付けの概要を公開買付者に対して通知することにより、当社はかかる義務を免れる。

- ・当社は、本資本業務提携契約に明示的に定められるものを除き、締結日以降、公開買付者による完全子会社化のための手続が完了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、その事業を締結日以前と同様かつ通常の業務の範囲内において遂行し、公開買付者の同意なく当社の定款その他の内部規則を変更しない。

(い) 業務提携

- ・公開買付者及び当社は、本公開買付けの成立後速やかに、次に記載する提携を実施するようその具体的な内容につき誠実に協議を行う。
 - () 公開買付者及び当社の協業事業であるMediaCat事業における業務改善
 - () 名古屋市全域でのマス広告実施による効率的な宣伝による広告宣伝費の抑制
 - () 物品調達費用の削減(STB、CS番組、モデム、請求はがき等)
 - () 公開買付者グループのキャッシュ・マネジメント・システムを通じた支払利息の抑制
 - () 新サービス(広域無線サービス、次世代STB等)の早期導入による加入者の囲い込みと広域展開
 - () 技術的支援による効率的な設備運用
 - () 顧客管理システムの共通化によるコスト削減
 - () お客様電話窓口の統合によるコスト削減
 - () 運用サービスの監視業務の一元化によるコスト削減
 - () サービス料金の課金、収納等業務の一本化によるコスト削減
- ・公開買付者及び当社は、本公開買付けの成立後速やかに、誠実に協議の上、公開買付者のMediaCat事業に係るインターネット接続サービスにおいて新規の加入者獲得を促進することを目的として、インセンティブ契約を締結する。

(う) 当社の経営体制等

- ・公開買付者は、本公開買付け成立後も当社の経営の自主性を尊重し、本公開買付けの期間の満了後5年間は、当社の取締役の過半数を当社において5年以上の勤務経験を有する者とすることに同意し、また、かかる取締役の候補者は当社の取締役会と誠実に協議の上決定する。但し、以下のいずれかに該当する場合には、公開買付者及び当社は必要な措置について協議し、協議が整わない場合又は当該同意の効力を消滅させることが必要であると公開買付者が判断した場合、当該同意の効力を消滅させることができる。
 - (a) () 当社の取締役が公開買付者又は当社の取締役として職務を誠実に遂行しない場合、() 法令、公開買付者若しくは当社の定款その他の内部規則(但し、重要なものに限る。)若しくは本資本業務提携契約に違反した場合、() 著しく不正な行為があった場合、又は() 故意若しくは過失により公開買付者グループに損害を与えた場合
 - (b) 公開買付者の会計基準に従い平成24年4月1日以降に開始する当社の会計年度について作成された計算書類において営業利益が複数年に亘り零を下回った場合、又は当社の売上高その他の業績の悪化が、平成24年4月1日以降に開始する当社の会計年度について、複数年に亘り継続する場合
 - (c) 公開買付者が掲げる企業理念又は経営方針に反する等、公開買付者グループの円滑な事業運営に重大な支障となる行為があった場合
 - (d) 前各号のほか、上記同意の効力の消滅が客観的に必要と判断される相当の事由が生じたとき
- ・公開買付者は、本公開買付けの成立後、法令、当社の定款及び上記の定め反しない範囲で、当社の取締役、監査役及び会計監査人の候補者指名及び選任をすることができ、公開買付者が候補者を指名した場合、当社は当該候補者の選任に必要な手続を執り行う。

(え) 当社から公開買付者への役員の派遣

- ・公開買付者は、平成24年6月に開催予定の公開買付者の定時株主総会、及び、公開買付者の取締役に選任された当社が指名した者が平成25年以降に開催される公開買付者の各定時株主総会の終結時まで公開買付者の取締役を退任する場合における当該定時株主総会において、当社の取締役会が公開買付者と協議の上で指名する者を公開買付者の取締役として選任する議案を上程する。これにより当社の取締役会の指名する者が公開買付者の取締役に選任された場合、当該取締役は、公開買付者において非常勤取締役を務め、公開買付者の取締役会及び経営会議に参加できるものとする。

(お) 当社の従業員の取扱い

- ・公開買付者及び当社は、本公開買付け成立後も、当社がその雇用する従業員について、公開買付者及び当社の合

意がない限り、原則として、引き続き雇用を継続すること、及び給与等主要な雇用条件を本公開買付け成立前と同等又はそれ以上に維持することを確認する。

(か) 当社の商号等

- ・ 公開買付者は、本公開買付け成立後も、原則として、当社の現在の商号を変更せず、当社が提供するサービスにおいて「スターキャット」の名称を用いる。

(き) 本資本業務提携契約は、本公開買付けが成立しなかった場合には、当然に終了する。

(ウ) 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、下記「(3) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書、同「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付者の完全子会社となって公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その結果、当社は、平成24年2月20日開催の当社の取締役会において、当社の取締役8名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、本応募契約を締結したシーテックの取締役を兼任する当社の監査役である宮川賢次以外の当社の監査役3名(うち社外監査役2名を含みます。)全員が、上記取締役会に出席し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(3) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、公開買付者が本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、当社の少数株主(支配株主(株式会社大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(2)の2において定義されます。以下同じです。)以外の株主を意味します。以下同じです。)と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性を可及的に担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では当社の支配株主に該当する者は存在していませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付者が当社の支配株主に該当することとなります。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び公開買付者による買付価格の検討
公開買付者は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年2月17日に株式価値算定書を取得したとのことです(なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)。当該株式価値算定書によると、上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 45,382円から47,580円

DCF分析 60,659円から88,720円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日を基準日として、JASDAQ市場における当社の普通株式の終値の直近1週間単純平均値(47,580円)、直近1ヶ月単純平均値(47,041円)、直近3ヶ月単純平均値(45,382円)及び直近6ヶ月単純平均値(45,996円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を45,382円

から47,580円までと分析しているとのことです。

次にDCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,659円から88,720円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にした上で、当社との経営統合によるシナジー効果、当社との間における価格交渉の内容、当該プロセスにおいて実施された当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に当社の普通株式が上場廃止となることが見込まれており当社の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年2月20日開催の取締役会において、本買付価格を79,300円と決定したとのことです。

本買付価格である79,300円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月17日のJASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引終値の47,500円に対して66.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年2月13日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,580円（小数点以下四捨五入）に対して66.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値47,041円（小数点以下四捨五入）に対して68.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,382円（小数点以下四捨五入）に対して74.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月18日から平成24年2月17日まで）の普通取引終値の単純平均値45,996円（小数点以下四捨五入）に対して72.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本買付価格である79,300円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月20日のJASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引終値の47,900円に対して、65.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとされていることに鑑みると、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されること、また、本新株予約権の行使価額（125,453円）が本買付価格である79,300円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としたとのことです。

当社における措置

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、本買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、当社は野村證券から平成24年2月17日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 45,255円～47,900円

類似会社比較法 0円～23,550円

DCF法 59,056円～92,411円

市場株価平均法では、算定基準日を平成24年2月15日として、JASDAQ市場における当社普通株式の基準日終値（47,900円）、直近1週間の終値平均値（47,340円、小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値平均値（46,848円、小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値平均値（45,255円、小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値平均値（45,991円、小数点以下四捨五入）を基に、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を45,255円から47,900円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を0円から23,550円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を59,056

円から92,411円までと分析しております。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

(ウ) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、野村證券から取得した本株式価値算定書、及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た助言を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、公開買付者の完全子会社となって公開買付者との堅固な協調体制を築き上げ、公開買付者との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。その結果、平成24年2月20日開催の当社の取締役会において、当社の取締役8名全員の一致で、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、本応募契約を締結したシーテックの取締役を兼任する当社の監査役である宮川賢次以外の当社の監査役3名(うち社外監査役2名を含みます。)全員が、上記取締役会に出席し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(エ) 公開買付者との間で利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

当社は、平成24年1月31日、公開買付者及び当社からの独立性が高い当社の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である木戸義夫氏及び当社の社外監査役である南館欣也氏に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引に関する決議を行うことが当社の少数株主にとって不利益であるか否か(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本諮問事項に対する意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼いたしました。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では当社の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後は、公開買付者が当社の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得し、当社を完全子会社化するための手続(詳細は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)は、いわゆる支配株主との重要な取引等(株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第12条の2第1項)に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の当社の完全子会社化のための手続(本取引)は、一連の取引であるため、当社は、本公開買付け及びその成立後の当社の完全子会社化のための手続を一体のものとして、上記意見を取得することにいたしました。

木戸義夫氏及び南館欣也氏は、平成24年1月31日から平成24年2月20日までの間、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねました。

具体的には、上記の期間内において、当社、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである野村證券と話合いの場をもち、当社及び野村證券から、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容について説明を受け、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、野村證券から本株式価値算定書に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受け、この点に関する質疑応答を行っております。

木戸義夫氏及び南館欣也氏は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、当社が野村證券から取得した本株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの当社の普通株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために

「(3)本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、当社の各株主に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成24年2月20日付で、当社の取締役会に対して、(a)本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に

係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引に関する決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、以下の方法により、当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び 当社の当該普通株式の全部取得（但し、自己株式を除きます。）と引き換えに別個の種類の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案とすることを当社に要請する予定とのことです。

また、本定時株主総会において上記 が承認されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、自己株式を除きます。）が当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数は、公開買付者が取得する予定であり、また、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社の完全子会社化を実施するために、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の当社の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記 の全部取得条項が付された当社の普通株式全て（但し、自己株式を除きます。）の取得が当社の株主総会において決議された場合には、会社法第172条及びその他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社の株主総会における株主各位の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、当社が新たに発行する株式が1株に満たない場合の金銭交付、少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく当社の普通株式の買取等に関する税務上の取扱いにつきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいようお願いいたします。

なお、公開買付者によれば、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、及び公開買付者以外の当社の株主による当社の普通株式の所有状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者が当社の完全子会社化を実施する場合には、公開買付者以外の当社の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合における当該金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定とのことです。以上の場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表するとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で株券上場廃止基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合、当社の普通株式は、JASDAQ市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、当社の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、シーテックとの間で、平成24年2月20日付で、本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、シーテックは、()その所有する当社の普通株式の全て(9,946株、当社が平成24年2月7日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年2月7日現在の当社の発行済株式総数67,014株に対する割合14.84%(小数点以下第三位四捨五入))について本公開買付けに応募する旨、()本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会においてシーテックが上記普通株式につき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権を、公開買付者の指示に従い行使する旨を合意しているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
加藤 篤次	代表取締役社長	-	355	355
高主 福督	代表取締役専務	-	183	183
古川 為茂	常務取締役	-	592	592
岡崎 哲也	取締役	営業局管掌	45	45
野島 伸司	取締役	メディア局管掌	59	59
古川 為之	取締役相談役	-	17	17
藤澤 寛	取締役	-	-	-
内田 優	取締役	-	-	-
木戸 義夫	常勤監査役	-	53	53
山田 英治	常勤監査役	-	11	11
南館 欣也	監査役	-	30	30
宮川 賢次	監査役	-	-	-
計			1,345	1,345

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役藤澤寛及び内田優は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役木戸義夫、南館欣也及び宮川賢次は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
加藤 篤次	代表取締役社長	-	-	-	-
高主 福督	代表取締役専務	-	-	-	-
古川 為茂	常務取締役	-	100	100	100
岡崎 哲也	取締役	営業局管掌	100	100	100
野島 伸司	取締役	メディア局管掌	100	100	100
古川 爲之	取締役相談役	-	-	-	-
藤澤 寛	取締役	-	-	-	-
内田 優	取締役	-	-	-	-
木戸 義夫	常勤監査役	-	50	50	50
山田 英治	常勤監査役	-	50	50	50
南館 欣也	監査役	-	-	-	-
宮川 賢次	監査役	-	-	-	-
計			400	400	400

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役藤澤寛及び内田優は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役木戸義夫、南館欣也及び宮川賢次は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。